

副葬品に関するお願い

仙台市葛岡斎場

当斎場では、最善な形での御遺骨の引渡し、火葬炉の長期的な維持管理及び大気汚染等に細心の注意を払うため、棺の中にお入れする「副葬品」の種類を限らせていただいております。皆様の御理解をお願いいたします。

○棺の中にお入れできる「副葬品」

少量の生花や食べ物、数枚の写真や手紙程度に限らせていただきます。
※いわゆる「たび銭」は、御遺骨への影響や炉の損傷、また、高温状態から冷やされ、表面が剥離しはじける硬貨もあり、大変危険な場合もございます。
このようなことから、たび銭は厳禁とさせていただきますので御理解願います。

●禁止させていただく主な「副葬品」

①本や大量の紙類、毛布、綿の衣類・寝具類及び皮製品

＜例＞書物類、カレンダー、アルバム、布団・座布団、ぬいぐるみ、着物、革靴、毛皮製品等

【影響】燃えにくく、大量の灰が生じ、収骨に支障が生じます。

②ガラス製品、金属類

＜例＞ビン、メガネ、腕時計、携帯電話、人形、仏像、貨幣、貴金属等

【影響】融解し、ご遺骨や炉台に付着し収骨に支障が生じることがあります。

③プラスチック、ゴム製品類（同素材を用いた「棺」を含む。）

＜例＞カバン、財布、合皮製品、杖、靴、ボール、人形、化粧品等

【影響】融解し、御遺骨に付着するなど収骨に支障が生じる場合や周辺環境に影響を及ぼすことがあります。

④スプレー缶、乾電池、缶詰製品類

【影響】破裂し、炉内部が損傷することがあります。

⑤果物、アルコールやジュース類

＜例＞一口大を超える果物、紙コップ一杯を超える量の飲料等

【影響】悪臭を発生させることがあります。

⑥吸水フォーム、ドライアイス類その他

＜例＞保冷剤、生花吸水フォーム、ゴルフやラケットのカーボン製品等

【影響】不完全燃焼により炉の機器が故障するおそれや燃えずにそのまま残ることがあります。

【葛岡斎場 電話：226-2141】

《お願い》

故人でペースメーカー及びそれに類似する機器を装着している場合には、当斎場若しくは葬祭業者の方にお知らせ願います。

2026. 5. 1 改正